

平成 19 年度 第 4 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 20 年 1 月 29 日（木） 16 時 00 分～18 時 00 分

場 所：経済産業省別館 5 階 513 共用会議室

出席委員：指宿委員、岡山委員、乙間委員、河野委員、斉藤委員、酒井委員、辰巳委員、
奈良委員、原田委員、平尾委員、山本委員（座長）

（五十音順、敬称略）

1. 製紙メーカーに対する調査結果の概要について

- ・ グリーン購入法施行直後から偽装がされていたのか。
⇒ 一部の製紙メーカーからの回答では、10 年近く前から偽装していた製品もあり、グリーン購入法のスタート時点にもそのような製品があった可能性はある。（環境省）
- ・ 日々、古紙分別回収に取り組む市民の努力を馬鹿にしている。今回の件で、再生紙が環境に良くないという一部報道もされていることに憂いを感じている。調べても分からないのではないかとということで偽装がずっとやられていたのではないかと。私だけでなく、他の者にも疑いの目で見がちになっているのではないかと。
- ・ 業界が今後どういう対応をするのか、具体的、早期に示していただきたい。紙以外についても同様のことが行われていると見られるとすれば、波及は大きい。
- ・ 何が環境に本当にやさしいのか整理し、情報発信する必要。業者と相互信頼に基づき運用できるような仕組みを組み立てるべき。
- ・ 信頼が崩れ、古紙リサイクルが後退することを懸念している。循環型社会を作っていく上で大きなダメージになるので、一日も早い信頼回復を目指す必要。
- ・ 完全に企業のコンプライアンスの欠如である。エコマークもグリーン購入法も基準づくりの中に企業も入ってもらい企業の合意を得て進めているものである。グリーン購入法に関係なく業界全体で偽装しているとしか思えない。
- ・ この事件後、産業環境管理協会では、ライフサイクルアセスメントのためのデータの見直しを行っている。製紙業界にもデータの確認をお願いし、現実的な対応を進めていきたい。
- ・ グリーン購入法自体には何の問題もない。監督官庁及び業界でいかに責任をとるかを考えるべきであり、その基本姿勢を明確にすべきではないか。今求められているのは、グリーン購入を進めていこうという人たちにどういうもので調達できるのか可能性を示すことである。紙のリサイクルについて偏った議論が出てきており、きちんとした議論をすべき。企業の責任云々については、本質的にこのグリーン調達の立場で議論することではない。
- ・ 相互の信頼関係に基づき推進してきたグリーン購入法の仕組み自体は間違っていない。グリーン調達の検証の仕組みがないところをあげつらって、グリーン調達をつぶそうとする考えには強く反対する。業界のコンプライアンスの問題であり、業界が自らどう責任をとるかをきちんと考えるべき。ここで誤って再生紙が環境に悪いだとか、グリーン購入法の仕組みに参加してきた人たちが間違えているというような議論になるようなことは避けるべき。
- ・ 大切なのは事実を確認すること。事実の中で人をだますようなことをしていれば何かペナルティが必要となる。また 100%という数字に無理がなかったのか、今後意見を聞きながら調整していくなど事実を見極めて対応する必要。グリーン購入自体が極めて重要な環境負荷

低減活動であり、これを減衰させることなく逆に高めていくために、また信頼性を回復するためにどうしたらよいかということをテーマに検討を進めていく必要。

2. 古紙パルプ配合率の分析について

- ・ 今回の偽装発覚のきっかけは、3年前のTBSへの内部告発であった。年賀ハガキは、日本製紙の分析結果と当方の分析結果が±1%位のところで一致した。コピー用紙についても2、3年前から、分析を行っていた。蛍光染料の付着した繊維の分析とパルプの種類の分析を行うが、古紙配合率の高い製品については、蛍光染料の付着した繊維が一面に広がっているため、計測が困難である。今回、コピー用紙の中に配合率10%程度のものがあり、グリーン購入法及びエコマークの基準の100%とかなりの乖離が確認されたことから、その裏づけに基づき報道された。ただし、全ての古紙配合率が分析できるということではなく、配合率が低い場合には特定できると考えていただきたい。
- ・ 検査結果にはばらつきがあるのではないかと。サンプル数はどのくらいか。
- ・ 1サンプルで数千本である。個人のばらつきも考慮し複数名の測定者により整合性をとって出している。

3. 製品の表示に関する法律について

- ・ 資料4は、現行の法律のいずれかを使って、対応できることを示すために出されたのか、それとも、どれを使っても対応できないため、何らかのシステムをグリーン購入法に内在化させる必要があることを提案するために出されたのか。
 - ⇒ グリーン購入法は（表示については）努力義務的な規定であることから、製品の表示に関する様々な法律を参考とし、どのように考えていくべきか検討していただきたいという主旨。（環境省）
- ・ 今回の件は、刑事罰の対象になるのか、例えば詐欺罪等になるのかどうか、あるいは公正取引委員会のマターなのか、その辺は今後の調査の経緯を見て考えていく必要。
 - ⇒ 今回の事例が不当景品類及び不当表示防止法等の他の法律に該当するのかは、所管の公正取引委員会の判断を待っているところである。（環境省）
- ・ 違法行為に対する基本姿勢を先に議論すべきであり、チェックシステムは各論ではないか。
- ・ まずはグリーン購入法の対象品目にどのくらい偽装があったか、定量的な数量を把握する必要。実質的な損害が発生していれば明確な問題となる。

4. 当面の調達方針について

- ・ 王子製紙は、当面は理解してもらえる顧客に売ることだが、再発防止策が出るまで販売を禁止すべきではないか。
- ・ グリーン購入の動きを止めないためにも、偽装していないものを適切に供給できるシステムを作ることが先決であり、それを区別する表示を業界に出させる必要。
- ・ 偽装表示の問題、この事態への当面の対応、グリーン購入法のシステムのあり方という三つの問題を混乱して議論している。表示をどうするのかというのは間接的な問題であり、偽装に対しては監督官庁が他のルールで対処すべきことである。グリーン購入法は買う側の方針であるため、在庫を売るか売らないかはここで議論することではない。ここで検討すべき

ことは、グリーン購入法側から、間接的な様々な問題について、どう予防措置ができるか、あるいは罰則ができるのか、という議論である。

5. 製紙会社の対応への要望及び環境物品の調達に関する当面の対応案について

- ・ 資料6 (2) 8 行目、は「オフセットの可能性について、優先的に検討するものとする」と修正をしていただきたい。(環境省)
- ・ これを機に、資源が有限で大事なものであることを再認識し、3R の精神からもリデュースしていくことが重要。これではコンプライアンスに反する事業者の思うつぼである。
 - ⇒ 実際に配合率の足りない製品を在庫としてかかえては、現在、国等に納入できないコピー用紙メーカーや文具屋さんといった事業者が多くある一方で、国等としては公務において最低限の紙は必要な状況。使用量の削減は、既に地球温暖化防止の政府実行計画に基づき行っている。(環境省)
- ・ 偽装の行われていない7社の供給能力はどの程度あるのか。
 - ⇒ 偽装をしていないのは小さい会社であり、7社が生産量を急激に増やすのは不可能。(環境省)
- ・ 既存の購入契約については、官庁の調達であれ、民間企業の調達であれ民事法での扱いは同じである。民法では、契約解除や損害賠償が予定されており、それ以外にオフセットを納入業者に強制することはできないはず。業者と合意の上ならば契約の変更になるので可能かもしれない。既契約の処理としてオフセットを罰則的に使うためにここで議論しても無意味であり、制度自体にその仕組みを作る必要があるならば、正面から議論すべきではないか。
- ・ 製紙会社24社のうち、17社が偽装に走っており、その17社が生産量のほとんどを押さえている状況である。これは、例えば中国から大量に紙を輸入しなければ、今の危機は乗り切ることができないということになるのか。
 - ・ グリーン調達率が90%以上であることを目指す必要はなく、この事態で10%に落ちてても良いのではないか。
 - ・ 今回はやむを得ない事態として考えるべきであると思うので、同感である。(辰巳委員)
 - ⇒ 調達率の議論ではなく、契約の解除により返品等の事態が起こることが、グリーン購入法の本来の主旨に合わないということである。(環境省)
- ・ 加害者は偽装を行った製紙会社であり、他はみな被害者である。加害者でない人に広範に被害が及ぶような後処理は避けるべき。基本的には加害者にピンポイントでペナルティがかかるような方策を考えるべきで、そのひとつとして、オフセットというのは考えられる。
- ・ 環境オフセットで今考えられている相手は、納入業者ではなく製紙会社ということか。
 - ⇒ 最終的には製紙会社に求めることになる。(環境省)
- ・ そういう意味では、オフセットというのが原則に則っている。
- ・ 環境オフセットというのがCO₂を減らすのか、植林させるのか、あるいは国産材を使わせるのか、その辺はどういうことを考えているのか。
- ・
- ・ 偽装した17社の社長が辞職することを前提にして環境オフセットを考えるべき。今後の調査の結果を待って対応する必要はあるが、公共サービスの継続のため、このオフセットの提案は真剣に考える必要。

- ・ グリーン購入ネットワークの声明はビジネス全体の話であり、官公庁の分とは区別して考えるべき。国が納入業者に対しオフセットを要求することには無理がある。
 - ⇒ ビジネス機械・情報システム産業協会は、既に日本製紙連合会に対し具体的対応策の検討を強く要請している。（環境省）
- ・ 両者の合意が得られればよいが、できないと時間がかかるのではないか。
- ・ 日本製紙連合会の 17 社は、現在の緊急避難的な措置にただちに対応すべき。それには経済産業省の行政指導が必要。
- ・ 公共サービスの継続のために契約の解除をせず緊急避難として納入を認めることとして、変に環境オフセットという条件をつけない方が良いのではないか。
- ・ 我々からオフセットを提案すれば、それで帳消しになると理解される。業界側から提案することであり、そのための根拠として、今回行政や消費者にかけた負担を数字として出さるべき。
- ・ 納入業者に責を負わせるのは避けるべき。緊急避難という現状に限り、数値を出すのを前提として、原田委員の提案された形で認めていくのがよいのではないか。また、これは業界団体ではなく、各社が独自でマネジメントすべき問題である。
- ・ 日本製紙連合会が納得するのかが問題。本来は、業界からこの事態への始末について積極的に言うてこなければならない。
 - ⇒ 納入業者が納入できなくて困っているから、製紙業界にオフセットの考え方を提案したという経緯がある。失われた環境の価値を提出してもらうことで、契約を続けるという考え方が成り立つかということである。（環境省）
- ・ 政府が契約の相手であるから、政府が要求するのはありうる。
- ・ 直接責任のない納入業者にオフセットをやらせるべきではない。民事の契約違反による損害賠償は環境価値は直接関係なく、その補填を前提にするのはおかしい。この法律は国が罰せられるということになっていない。
 - ⇒ 個別の契約で環境価値を買うために配合率等を記載し発注しており、仕様上、価値と価格が決まっているため変更契約を行う必要があるが、所定の価格が定まっていないものに対し変更契約を個別に行うことはできない。また、別の仕様にして新規入札には手続きに時間がかかるため不可能である。（環境省）
- ・ 巨額の損害賠償の請求をやるのか、今の提案のような解決の仕方を選ぶかということになるが。
 - ⇒ 同じ環境価値をオフセットして頂ければ契約解除しなくてすむ。オフセットに手をあげたところから購入するという考え方である。（環境省）
- ・ 日本製紙連合会に厳重に申し入れをし、彼らが失われた環境価値を回復する事業をやることを前提にしてやるしかないのではないか。
- ・ 数値的な把握と今後の責任は必要だが、今回は緊急避難的措置として表示を外し、最初の自主宣言を信じた形で契約を実行させるという可能性はありえないのか。何らかの差額に該当するものを入れないと契約変更が不可能なのか。
 - ⇒ 環境価値が付加された状態で価格が決定しているため、価値が足りないものを同じ価格だとする根拠がない。（環境省）
- ・ 契約を解除し民事訴訟を行うことが社会全体にとってプラスになるか。オフセットがある

から契約を解除せず、大混乱を招かずに済むということを消費者、納税者に理解してもらえ
るのが条件であり、そこが担保されれば賛成である。

- ・ 価格の議論だが、（古紙パルプ配合率が）70%のものと0%のものはどちらが高いのか。
⇒ 今は0%の方が高い。（環境省）
- ・ 0%の方が高いのであればそのまま納入させ、環境負荷に対する手当てができなかった分の
環境負荷の担保がなされればよいのではないか。
⇒ 過去の分まで遡ってというのではなく、今諮っているのは契約済みでコピー用紙の納
入業者が抱えている在庫の処置方法という限定した議論である。（環境省）
- ・ 結論としては、納入業者の権利を守り、公共サービスを継続する必要性から、緊急避難的
措置として環境オフセット的な手法で、それに手をあげた業者については、契約を維持する
ということによりか。
- ・ 「環境オフセット的な手法」という言葉では合意はされていないのでは。その言葉が免罪
符的に使われる場合があり危険であるため、まとめの言葉としては削るべき。「環境オフセ
ットなど」という例示の形はありえる。
- ・ 緊急避難的措置と明示しているため、山本座長がまとめられた方向でよいと考える。
- ・ 現状、工場生産はどうなっているのか。
⇒ 再生紙のラインで偽装のあったラインは全部とまっている。（環境省）

6. 今後の対応等について

- ・ グリーン購入法そのものに大きな欠陥があるという認識は皆ないのではないか。
- ・ 正式に日本製紙連合会あるいは17社に対し、グリーン購入法施行以前、以後の実態の報告
を詳細、早急に求めることを要請する。この検討会は嚴重に抗議するとお伝えしたい。
⇒ 当面の方針については、オフセット等の措置を自ら申し出た納入業者に対しては、次
回検討会までの間、納入を認めることをご了承いただきたい。ただし、当面のことで
あって、オフセットの概念、担保の方法、それぞれの責任関係を定めることは、次回
まで議論させていただくこととしたい。（環境省）
⇒ 申し出があればいいのではないか。